

平成 21 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 ウェストホールディングス  
本社所在地 広島市西区楠木町一丁目 15 番 24 号  
代 表 者 代表取締役社長 吉 川 隆  
(コード番号：1407)

問 合 せ 先 <広島本社>  
代表取締役専務 広島本社管理統括本部管掌  
永 島 歳 久  
電話番号 082-503-3900 (代表)  
<東京本社>  
常 務 取 締 役 東京本社管理統括本部管掌  
池 田 直 人  
電話番号 03-5358-5757 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を、平成 21 年 11 月 27 日開催予定の当社第 4 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、定款の一部の効力が変更されたことに対応して、定款の文言を形式的に変更するものであります。

すなわち、決済合理化法の施行により、当社株式は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づく株式等振替制度（いわゆる株券電子化制度のことです。）で取り扱われます。これに伴い、決済合理化法附則第 6 条 1 項により、当社定款第 7 条（株券の発行）の定めは平成 21 年 1 月 5 日より廃止したものとみなされることになり、併せて、第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行）第 2 項の定めは無効となります。また、決済合理化法附則第 2 条により、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）は廃止されることから、当社定款第 10 条（単元未満株式についての権利）中の「（実質株主を含む。以下同じ）」の定めも無効となる等の変更が生じることになります。

- (2) 当社グループを取り巻く経営環境は、今後とも大きく変貌することが予測されます。特に太陽光発電事業は、原料シリコンなどの上流、セルとモジュールを製造する中流、太陽電池を販売・設置施工する下流の 3 つに大別され、上・中流ともに日本には世界的トッププレイヤーが存在しますが、下流における販売・設置施工企業は、一部大手ハウスメーカーを除いては専業事業者として中小規模のプレイヤーが中心であり、創生期の段階にあります。また太陽光発電に関しては、社会の関心が高まってきているものの、まだまだ解決しなければならない課題も山積しており、消費者の視点に立った課題解決に向けて、これを一企業として担うだけでなく、当社グループのトップマネジメントが社外的にも精力的に活動することによって、健全な市場形成のために貢献する時期にあると考えております。

一方、内部統制の向上等コーポレート・ガバナンス体制を一層強化することも必要であり、当社グループのトップマネジメントの職責及び活動スパンは従来以上に幅広いものに

なっておりまして、

以上のような状況を勘案して、会長職を新設することといたしたく、定款について所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 11 月 27 日  
 定款変更の効力発生日（予定） 平成 21 年 11 月 27 日

以 上

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削除)
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 〃 (条文省略)</p> <p>(4)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 〃 (現行どおり)</p> <p>(4)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、</p>

<p>他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p><b>第2章の2 A種優先株式</b>  (A種優先株式)  第12条の2 (条文省略)  1. ～5. (条文省略)  6. 普通株式対価の取得請求権(転換予約権)  (1)～(3) (条文省略)  (4) 取得請求の効力発生  取得請求の効力は、取得請求書およびA種優先株式の株券が取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、<u>A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。</u>  7. (条文省略)</p>	<p><b>第2章の2 A種優先株式</b>  (A種優先株式)  第11条の2 (現行どおり)  1. ～5. (現行どおり)  6. 普通株式対価の取得請求権(転換予約権)  (1)～(3) (現行どおり)  (4) 取得請求の効力発生  取得請求の効力は、取得請求書が取得請求受付場所に到着したときに発生する。  7. (現行どおり)</p>
<p><b>第3章 株主総会</b>  (招集)  第13条  └ (条文省略)  第14条  (招集権者および議長)  第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>  (新設)  第16条  └ (条文省略)  第17条  (種類株主総会への準用)  第18条の2 第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。  2. 第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。  3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によ</p>	<p><b>第3章 株主総会</b>  (招集)  第12条  └ (現行どおり)  第13条  (招集権者および議長)  第14条 株主総会は、<u>代表取締役会長または代表取締役社長のうち取締役会の決議によって定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u>  2. <u>前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>  第15条  └ (現行どおり)  第16条  (種類株主総会への準用)  第17条の2 第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。  2. 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。  3. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によ</p>

<p>るべき種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>るべき種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<p><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>第19条 （条文省略）</p> <p>第21条</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条 （条文省略）</p> <p>（取締役会の決議の方法）</p> <p>第24条 取締役会の決議は<u>議決</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の<u>議決</u>に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第26条 （条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第27条 取締役会はその<u>議決</u>によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名ならびに取締役副社長、<u>専務取締役および常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p>	<p><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>第18条 （現行どおり）</p> <p>第20条</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役会長または代表取締役社長のうち取締役会の決議によって定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条 （現行どおり）</p> <p>（取締役会の決議の方法）</p> <p>第23条 取締役会の決議は<u>決議</u>に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>（取締役会の決議の省略）</p> <p>第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の<u>決議</u>に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第25条 （現行どおり）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第26条 取締役会はその<u>決議</u>によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、取締役専務、常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p>

第28条 ↳ 第29条  (条文省略)	第27条 ↳ 第28条  (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 第30条 ↳ 第36条  (条文省略)	第5章 監査役および監査役会 第29条 ↳ 第35条  (現行どおり)
第6章 会計監査人 第37条 ↳ 第40条  (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条 ↳ 第39条  (現行どおり)
第7章 計算 第41条 ↳ 第43条  (条文省略)	第7章 計算 第40条 ↳ 第42条  (現行どおり)
(新設)	(附則) 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。